

地域復興実用化開発等促進事業管理業務 募集要領

福島県（以下「県」という。）が実施する「地域復興実用化開発等促進事業」（以下「本業務」という。）に係る管理業務の受託候補者の選定にあたり、この募集要領に基づき企画競争（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

1 対象業務の概要

- (1) 業務件名及び数量 「地域復興実用化開発等促進事業管理業務」 一式
- (2) 業務の仕様等 別紙 業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託契約額の上限 178,000 千円以内（消費税及び地方消費税含む）

2 プロポーザル担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

福島県商工労働部産業振興課

所在地 〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16 西庁舎 12 階

電話番号 024-521-7283

E-mail business@pref.fukushima.lg.jp

3 プロポーザルに参加する者の資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げるプロポーザル参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

- (1) 本業務の実施について県の要求に応じて即座に来庁し、対応できる体制を整えていること。なお、本業務においては、企業連合（本業務を共同連帯して受託するため、2 以上の法人を構成員として結成された共同企業体をいう）は認めない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者若しくは再生手続き開始の申し立てがされている者（同法 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続き開始の申し立てをしている者若しくは更正手続き開始の申し立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 以下に該当する者が役員でないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でない者。
- (7) 委託候補者を決定する日前 1 年間、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- (8) 企画提案競技実施日前 3 年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

4 プロポーザルに係るスケジュール（予定）

令和 7 年 3 月 5 日（水）	公募開始
令和 7 年 3 月 12 日（水） 17 時まで	質問書提出締切
令和 7 年 3 月 14 日（金）	質問書回答
令和 7 年 3 月 19 日（水） 17 時まで	企画提案書提出期限
令和 7 年 3 月 26 日（水）（予定）	書面審査
令和 7 年 3 月 27 日（木）（予定）	審査結果通知
令和 7 年 4 月 1 日（月）	契約締結

5 プロポーザルに関する手続き

(1) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- ① 企画提案書(様式 1)
- ② 事業実施計画書(様式 1-1)
- ③ 実施体制説明書(様式 1-2)
- ④ 委託費内訳書(様式 1-3)
- ⑤ 誓約書(様式 1-4)
- ⑥ 法人定款
- ⑦ 法人の概要がわかる説明資料(パンフレット等)
- ⑧ 過去 3 年間の事業報告、及び決算資料
- ⑨ 登記事項証明書
- ⑩ (該当者のみ)本業務と類似の業務実績がある場合は、その実績がわかる書類

※ 本要領、仕様書、様式等のデータについては、福島県産業振興課ホームページからダウンロードすること。

イ 提出期限 令和 7 年 3 月 19 日（水） 17 時必着

ウ 提出方法

応募に必要な書類を正本 1 部、副本 4 部提出すること。

郵送の際には、封筒表面に「地域復興実用化開発等促進事業管理業務 企画競争参加書類」と赤字で明記すること。また、郵送時には簡易書留を利用するなど、書類の送付記録が残る方法で提出すること。

(2) 留意事項 企画提案は提出者 1 者につき 1 提案のみ受け付けるものとする。

(3) プロポーザル提案が無効となる場合

次のいずれかに該当するプロポーザル提案は、これを無効にする。

- ア 資格要件を満たさない者による提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ プロポーザルに関する条件に違反した提案

(4) プロポーザルに関する質問事項

本募集要領に関して質問がある場合は、下記により受け付ける。

- ① 受付期間 令和 7 年 3 月 12 日（水） 17 時まで

- ②受付方法 電子メール (business@pref.fukushima.jp) にて受け付ける。
様式は任意とする。なお、電子メールの件名(タイトル)は、「地域復興実用化開発等促進事業管理業務に関する質問」とする。
- ③回答方法 受け付けた質問は、質問事項と回答を併せて福島県ホームページに掲載する。質問者については開示しないこととする。
- ④回答期日 令和7年3月14日(金)

6 委託候補者の決定

- (1) プロポーザルの提案審査は、別途設置する「地域復興実用化開発等促進事業管理業務に係る企画競争審査委員会」(以下「審査会」という。)が行うものとする。
- (2) 審査委員会の開催は、感染症拡大防止等の観点から書面審査とする。審査会は以下の観点から審査を行い、最も優れたプロポーザル参加者及び次点者を特定するものとする。
【審査の観点】
 - ①管理業務の実現可能性
 - ②管理業務の企画力
- (3) 県は、委託候補者及び次点者を決定した後、各プロポーザル参加者に関する決定内容について、速やかに通知するものとする。

7 契約の締結について

- (1) 契約締結の手続きについて
 - ア 県は福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。
 - イ 本業務の業務委託仕様書は県と委託候補者との協議により作成する。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。
- (2) 契約保証金について
 - 委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。
 - ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

8 その他

- (1) プロポーザルの参加に要する経費は全て参加者が負担するものとする。
- (2) 参加者が県に提出した書類は返却しない。
- (3) 本業務は、国庫補助金を財源としており、国の交付決定の状況により変更があった場合は、県と参加者で協議を行うものとする。
- (4) 本公募は令和7年度当初予算の成立を前提としているため、予算成立状況により、内容に変更が生じる場合がある。